

経営リスクとしての 暴力団排除条例

昨年、人気芸能人の突然の引退に際して暴力団排除条例が注目を浴びました。暴力団排除条例は、事業者に一定の義務を課しています。経営リスクのひとつとして対応することが必要です



弁護士

飯沼 敦朗氏

「暴力団排除条例の特長」

暴力団対策というと、一般の事業者にとっては、暴力団等によって蒙った被害をどうやって回復するかを思い浮かべますが、暴力団排除条例（暴排条例）は、県、県民、事業者等の普通は暴力団員等の被害に遭う立場の者に、一定の義務を課しています。

岐阜県暴力団排除条例は、事業者が、暴力団員等に対し、情を知って暴力団の活動を助長したり運営に資するような利益の供与を禁止（15条）、違反行為があると止めるように勧告を受け、勧告に従わないと公表されることがあります。

例えば、みかじめ料を払う、組の名前の入ったカレンダーやタオル、組員の名刺の作成を請け負う、暴力団の団体名義のお中元やお歳暮等の贈答品を受注することなどが、禁止

ることが要求されているのでしょうか。

平成4年に施行された暴力団対策法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）は、指定暴力団の構成員等が不当な要求行為をすることを厳しく禁止しましたが、その結果、暴力団が一般の経済取引社会に入り込んで、経済的な利益を獲得する動きを強めていったことが挙げられています。

「暴排条例の活用」

契約の相手方が暴力団などの反社会的勢力と一定の関係の有る場合に、契約を解除できるように定める条項が、暴排条項（暴力団排除条項）です。

具体的には、①契約当事者双方が暴力団関係者でないことを表明する条項、②双方が暴力的な不当行為をしないことを確約する条項、③表明した事実の違反が判明したり、確約した事項に違反した場合に契約を解除できると定める条項、を契約書に設けることになります。

また、契約書を作らないような事業形態の場合には、暴排条項を含む約款を作成して備え付けておき、暴力団等反社会的勢力との取引を謝絶することを、店頭等に掲示しておくことで、暴力団員等が取引を求めてくること

行為に該当すると考えられています。

さらに、事業者が契約を締結する際、その契約が暴力団の活動を助長したり暴力団の運営に資する疑いがある場合には、相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めることとされ（16条1項）、書面で契約を締結する場合に、暴力団の活動を助長する等と認められる場合には、無催告で契約を解除できる条項を設けるように努める必要があります（16条2項）。

健全な事業活動を営む事業者が、暴力団や暴力団員等と喜んで付き合うことはありませんが、暴排条例は、一般社会の経済取引から暴力団や暴力団員を排除していくために、契約の相手方になる事業者に対して、暴力団員等と契約をしないようにすることや、一旦契約をしてしまっても後から解除するような方を策をたてることを求めています。

なぜ、事業者側に、このような対策をたて

を牽制することが必要です。

業界によつては、業外団体によつて暴排条項のひな形が作られていますので、ひな形を利用されても良いでしょう。

暴排条例は、事業者に対して、取引社会からの暴力団を排除する活動へ協力する義務を定めており、違反行為には制裁が課される可能性があります。

暴排条例や暴排条項についての相談は、岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者相談センターで受け付けています。

また、暴力団に關係する困りごと全般については、（公財）岐阜県暴力追放推進センターも相談を受け付けていますので、お気軽にこれらの相談機関をご利用ください。

◆ Profile ◆



弁護士
飯沼 敦朗氏

いちい法律事務所主宰
旧三井信託銀行にて12年間勤務（企業向融資業務・株主総会等会社法関連業務を担当）。
いちい法律事務所開設後は、中小企業支援に關係する民事・商事・家事分野に注力している。